

令和元年11月26日

第95回 神戸市個人情報保護審議会

精神入院医療費助成制度の実施について

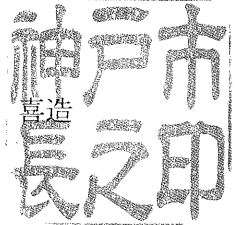
(保健福祉局)



神市住第 1742 号
令和元年 11 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

精神入院医療費助成制度の実施に伴う住民基本台帳データの利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：市民参画推進局住民課

精神入院医療費助成制度の実施に伴う住民基本台帳データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

令和元年12月1日時点の住民基本台帳登録情報

【住民基本台帳登録情報】

- ・ 住記個人番号
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 氏名
- ・ 生年月日



神保保精第 1302 号
令和元年 11 月 21 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

精神入院医療費助成制度の実施に伴う福祉情報システムデータの利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局保健所精神保健福祉センター

精神入院医療費助成制度の実施に伴う福祉情報システムデータの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

令和元年12月1日時点で、福祉情報システムに登録されている、神戸市民であり自立支援医療（精神通院医療）の認定を受けている方

令和元年12月2日から令和2年11月30日まで、新規に自立支援医療（精神通院医療）の認定を受けた方

【福祉情報システム登録情報】

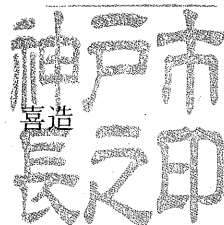
- ・宛名番号
- ・郵便番号
- ・住所
- ・氏名
- ・生年月日
- ・保護者氏名
- ・保護者住所
- ・自立支援医療認定期間



神保保調第 3219 号
令和元年 11 月 22 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

精神入院医療費助成制度の実施に伴う電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局保健所調整課

精神入院医療費助成制度の実施に伴う電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

令和元年 12 月 1 日以降の情報を管理する。

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

【福祉情報システム】

- ・宛名番号
- ・◎郵便番号
- ・◎住所
- ・◎氏名
- ・◎生年月日
- ・◎自立支援医療認定期間
- ・◎助成対象入院日
- ・◎助成対象退院日
- ・◎助成対象入院日数
- ・◎助成日
- ・◎助成金額

「精神入院医療費助成制度」の実施について

1. 趣旨及び概要

通院中の精神疾患を有する人が急性増悪時に、早期に入院加療を行なうことで早期に回復し地域生活に移行することを促すため、自立支援医療（精神通院医療）受給者を対象に、精神科病院の入院医療費を助成する。

2. 支給要件

- (1) 神戸市在住の自立支援医療（精神通院医療）支給認定者かつ医療保険加入者（扶養家族を含む）
- (2) 精神科病床を有する病院での入院（措置入院除く）
- (3) 90日以内の精神科入院医療費，1人につき年1回
- (4) 入院期間中の医療費の自己負担額のうち，高額療養費の自己負担額の上限額を基準に，35,400円（69歳以下），15,000円（70歳以上）を限度として段階的に助成

3. 助成対象予定者

約1,700人（制度案内送付対象者数 約30,000人）

4. 実施計画

令和元年12月	自立支援医療（精神通院医療）支給認定者情報の抽出
12月～1月	各関係機関への説明
12月下旬	制度案内の送付
令和2年2月	制度開始予定

5. 事務の流れ（文中の丸番号は別紙1と対応）

(1) 事業の開始

神戸市在住の自立支援医療（精神通院医療）受給者を対象に制度案内を送付

- ① 令和元年12月1日時点で、住民基本台帳情報、福祉情報システムに登録されている、神戸市民であり自立支援医療（精神通院医療）を受給されている方（住所氏名郵便番号）の個人情報をシステム保守管理会社が抽出（CSVファイル）
（抽出項目）住記個人番号、福祉宛名番号、郵便番号、住所、氏名、生年月日、保護者氏名、保護者住所
- ②～③ 抽出した対象者の電子記録をもとに事務処理用PCで宛名ラベルを作成する。
- ④～⑥ 封筒及び宛名ラベルを委託業者に貸与し、同委託業者が封入作業を行い、市へ納入する。（封入作業は、市役所内の事務室で行う。）
- ⑦ 納入された封筒を郵送する。

(2) 事業の開始後

⑧～⑫ (1) ①で抽出された情報を整理し、福祉情報システムへデータ移行。助成対象者から提出された申請書及び請求書に基づき、福祉情報システムにおいて、資格要件の確認を行い、審査を経て助成を行う。

⑬ 助成を行った結果を、福祉情報システムを利用して、入力作業を行い管理する。

(入力項目)

住所、氏名、生年月日、対象入院期間、助成年月日、助成金額

(3) 令和元年12月2日から令和2年11月30日の自立支援医療新規認定者

⑭～⑮ 令和元年12月2日以降の自立支援医療（精神通院医療）の新規認定者の情報を精神保健福祉センターからデータを提供してもらい、職員が宛名ラベル作成、制度案内の封入、郵送を行う。（令和2年11月30日までの新規認定者）

6. 効果

精神疾患の特性として、症状が悪化すれば数ヶ月の入院期間を必要とし、入院治療に要する費用も相当な負担となる。また、退院後に地域生活に移行することを促すため、各福祉サービスへつなぐなどのフォローが必要であるが、通院中断・服薬中断などにより症状が悪化し再度入院するようなケースも多い。よって、入院期間にかかる治療費の一部を助成することにより、早期の入院治療、早期回復、地域生活への移行につなげたい。

7. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

① 端末機の操作に当たっては、パスワードの設定、段階的な権限の付与を行い、端末機の操作を限定する。

② 端末機は情報系ネットワーク内で使用し、外部からの不正アクセス行為を遮断する。

③ 端末機にはウイルス対策ソフトを導入し、定期的に定義ファイルを更新し、ウイルス感染を防止する。

④ 他システムからのデータ移行のための電子記録媒体にデータを保存する際は、パスワードを付けて暗号化する。

(2) 運用上の保護

① 福祉情報システムは、基幹ネットワークであり、同端末にアクセスできる職員も制限され、アクセスログも記録される。

② 本事業の所管課長は、個人情報にかかるデータについて、記録媒体の管理、使用状況の管

理、保護措置などを適正かつ厳格に行う。

- ③ 端末機は、ワイヤーロックで施錠管理する。
- ④ 端末機のパスワードは、十分な長さとし文字列は想像しにくいものにする。
- ⑤ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- ⑥ 個人情報の適切な取り扱いを確保するために、セキュリティに関するマニュアルを整備し、関係職員に対して必要な指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ⑦ 端末機のデータは保存年限を経過した後速やかに消去する。
- ⑧ 電子記録媒体を使用する際は電子媒体管理簿に記録し、厳格に管理するとともに、データ移行を終えた後はデータを速やかに消去する。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

また、本業務の外部への委託については、個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守を定めた委託契約約款に基づき、厳格に管理する。

- ① 受託事業者は本業務契約期間中及び契約期間終了後において、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じるものとする。

■ 精神障害者入院医療費助成制度の実施について

【神戸市】

